

4月又は5月を急減月として特例措置(前回お知らせ分)による改定を既に受けた者
についての特例(定時決定の保険者算定)

(1)対象者等(次のすべてに該当する方)

①新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和2年4月又は5月に報酬が著しく低下し、5月又は6月に特例改定を受けた方

②8月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、定時決定で決定された9月の標準報酬月額に比べて、2等級以上低い方

③本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方

(2)標準報酬月額の決定

8月の報酬(総額)を基礎として算定した標準報酬月額を、9月の標準報酬月額として決定します。

【様式ダウンロード】

[・月額変更届\(定時決定の保険者算定の特例に当たっての参考資料\)](#)

[・申立書](#)

※月額変更届、申立書に急減月以前3か月分の給与明細の写しを添付のうえ、当組合に申請してください。

[・同意書\(事業所保管用\)… 参考書式](#)

【記入例】

[・月額変更届\(定時決定の保険者算定の特例に当たっての参考資料\)](#)